平成２２年（フ）第９０号
さいたま市岩槻区大字黒谷2158番地70
破産者　中村　　健
1　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
2　一般調査期日　平成22年７月20日午後１時45分
平成22年５月18日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５９８３号
大阪市東住吉区針中野４丁目11番４号
破産者　田村　昌彦
1　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
2　一般調査期日　平成22年７月12日午後３時30分
平成22年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５９号
堺市南区城山台３丁16番16号
破産者　田村　昭市
1　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
2　一般調査期日　平成22年７月22日午後４時
平成22年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３号
熊本県宇土市長浜町21番地１の２
破産者　小﨑　誠也
1　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
2　一般調査期日　平成22年７月23日午後２時30分
平成22年５月20日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３７３号
神奈川県横須賀市金谷２丁目12番１の408号室、開始決定時の住所さいたま市桜区栄和３丁目16番11号404
破産者　齋藤　　修
1　破産債権の届出期間　平成22年６月29日まで
2　一般調査期日　平成22年８月３日午後２時15分
平成22年５月18日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４５６８号
大阪府吹田市江坂町５丁目８番３号
破産者　株式会社日清繊維
1　破産債権の届出期間　平成22年６月29日まで
2　一般調査期日　平成22年８月９日午後４時
平成22年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３号
埼玉県熊谷市三ケ尻1563番地２
破産者　大島　榮子
1　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
2　一般調査期日　平成22年７月30日午後２時
平成22年５月21日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７８号
京都市下京区西七条南月読町２番地２
破産者　橋尾　泰信
1　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
2　一般調査期日　平成22年８月18日午後２時30分
平成22年５月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８３３号
兵庫県西宮市満池谷町３番３―502号
破産者　南部　町子
1　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
2　一般調査期日　平成22年７月22日午前10時45分
平成22年５月20日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２００号
大阪府河内長野市西之山町４番６号
破産者　光和工研株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年７月23日まで
2　一般調査期日　平成22年９月６日午後４時
平成22年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２０年（フ）第１７６号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目２番地の204、開始決定時の住所岐阜県多治見市高田町４丁目51番地
破産者　東佐右衛門商店こと　東佐右衛門
破産管財人　尾関　恵一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　尾関　栄作
平成22年５月18日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３７号
岐阜県多治見市生田町１丁目42番地
破産者　株式会社オリオン
破産管財人　尾関　恵一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　尾関　栄作
平成22年５月18日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２７４号
岐阜県中津川市駒場1666番地の1033
破産者　日建コンクリート工業株式会社
破産管財人　尾関　恵一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　尾関　栄作
平成22年５月18日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２１号
岐阜県中津川市中津川3099番地の３
破産者　成瀬　修一
破産管財人　尾関　恵一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　尾関　栄作
平成22年５月18日
岐阜地方裁判所多治見支部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第４５３号
和歌山市新生町７番20号　イズミヤ１階、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉南市信達大苗代62番地
破産者　有限会社シドニー宝石
1　期日　平成22年６月28日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月21日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２６４号
和歌山県紀の川市切畑804番地
破産者　オサカ事務所こと　尾阪　道弘
1　期日　平成22年６月28日午後２時25分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月21日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９６７号
大阪市北区曽根崎１丁目３番６―1501号、開始決定時の住所大阪府吹田市山田東２丁目10番20―1006号
破産者　中谷　隆行
1　期日　平成22年６月21日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月21日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７２５号
大阪市淀川区西宮原１丁目８番14号新大阪コーポラス
破産者　パーソネルオフィス有限会社
異議申述期間　平成22年７月15日まで
平成22年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２６号
兵庫県芦屋市高浜町２番１―411号
破産者　三村　祐造
異議申述期間　平成22年７月15日まで
平成22年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８号
大阪府門真市上野口町54番13―205号
破産者　有限会社エイム
異議申述期間　平成22年７月15日まで
平成22年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８９号
大阪府門真市上野口町54番13―205号
破産者　中村　正昭
異議申述期間　平成22年７月15日まで
平成22年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７９号
山口県山口市維新公園５丁目13番17号、開始決定時の住所大分県別府市大字北石垣846番地の２
破産者　鮫島　康高
異議申述期間　平成22年７月21日まで
平成22年５月21日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係